



介護保険 制度が 変わります

地域包括支援センターを設置

「できないことを補う」サービスから「できることを引き出す」サービスへ——。平成12年に始まった介護保険制度が、5年ごとに行われる見直しにより、4月から新しい形でスタートします。ここでは、新たに始まる同制度と地域包括支援センターの概要を紹介します。

◆地域包括支援センターの業務



予防を重視した制度に

四月からの新制度では、これまでの「できないことを補う」サービス型から、「できることを引き出す」サービス型へ転換。その人の意欲や能力を引き出し、心身を活性化させる目標指向型サービスを提供します。元気な方はなるべく要介護にならないように、また要介護状態になっても

重度化しないように、予防を重視した制度となっています。

高齢者の窓口を一本化

町では、四月から役場保健福祉課内に「地域包括支援センター」を設置。高齢者に関する窓口を一本化し、高齢者の総合相談や介護予防マネジメント、権利擁護・虐待の防止やケアマネジメント支援が主な業務となっています。

サービスや生活支援など、さまざまなご相談に応じますので、お気軽にご利用ください。なお、従来の「基幹型在宅介護支援センター（山田町社会福祉協議会内）」と「地域型在宅介護支援センター」の二施設は廃止され、その業務は地域包括支援センターが引き継いで行うこととなっています。

◆問い合わせ 役場保健福祉課 高齢者福祉担当（内線164）へどうぞ。

町では、期限付臨時職員を募集します。選考方法は書類審査（履歴書）と面接です。希望する方は、役場住民生活課または各支所に備え付けてある履歴書に必要事項を記入し申し込んでください。

▷募集内容 右表のとおり

▷応募資格 55歳以下の町民で右表の条件を満たす人

▷任用期間 4月10日～9月30日

※必要がある場合は最大8カ月まで期間が更新されます。

▷申込期限 3月23日

▷申込先 役場総務課（幼稚園教諭は町教育委員会事務局）

▷問い合わせ 役場各担当課（右表の内線番号）へ。

臨時職員を募集します

◆募集内容

職種	応募資格	勤務場所	担当課
栄養士	栄養士の資格を持っている人	町立保育園	保健福祉課 児童福祉担当 （内線134）
指導員	保育士または幼稚園教諭、小学校教諭の資格を持っている人	町立児童館	
幼稚園教諭	幼稚園教諭の資格を持っている人	わかば幼稚園	町教育委員会事務局総務担当（内線333）